

第4節 出版等

著作物を印刷、写真、複写その他の方法により可視的に複製する場合又は機器を用いて著作物を可視的に表示するために電磁的記録その他の方法により複製する場合（公衆送信を伴う複製を除く。）の使用料は、これにより製作される複製物（以下「出版物等」という。）の種類又は目的に応じ、次により算出した額に消費税相当額を加算した額とする。

1 販売用出版物等

(1) 歌詞集・楽譜集・ピース等主たる内容が歌詞又は楽曲である出版物等

歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の定価（消費税を含まないもの。）の **10/100** の額を当該出版物等に掲載されている歌詞及び楽曲の総件数で除した額に複製部数（一時に製作される出版物等の数をいう。以下本節において同じ。）を乗じて得た額とする。ただし、その額が **12** 円を下回る場合は **12** 円とする。

(2) 書籍 ((1) に該当する書籍を除く。)

歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

500 部まで	1,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで	50,000 部まで
1,050 円	1,200 円	1,300 円	2,600 円	4,350 円	6,500 円
100,000 部 まで	300,000 部 まで	500,000 部 まで	500,000 部 を超える場合		
8,700 円	13,050 円	13,350 円	13,650 円		

(3) 雑誌、新聞 ((1) に該当する雑誌、新聞を除く。)

歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで	50,000 部まで	100,000 部 まで	300,000 部 まで
4,550 円	5,100 円	5,550 円	11,100 円	14,800 円	18,500 円
500,000 部 まで	1,000,000 部 まで	3,000,000 部 まで	5,000,000 部 まで	5,000,000 部 を超える場合	
27,750 円	37,050 円	55,550 円	56,800 円	58,100 円	

(4) その他の商品等

茶碗、のれん、衣料品、玩具等 (1) から (3) 以外の商品等（当該商品に付随する化粧箱、ラベル等を含む。）の歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

100 部まで	1,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで
1,900 円	2,150 円	2,350 円	4,700 円	7,800 円
50,000 部 まで	100,000 部 まで	300,000 部 まで	500,000 部 まで	500,000 部 を超える場合
11,750 円	15,650 円	23,500 円	24,050 円	24,600 円

2 その他の出版物等

1 以外の出版物等の歌詞又は楽曲それぞれの使用料は、当該出版物等の複製部数に応じ下表のとおりとする。

100 部まで	1,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで
1,600 円	1,800 円	1,950 円	3,900 円	6,500 円
50,000 部 まで	100,000 部 まで	300,000 部 まで	500,000 部 まで	500,000 部 を超える場合
9,800 円	13,050 円	19,600 円	20,050 円	20,500 円

ただし、公に展示若しくは掲示され、又は電磁的方法により提示されることを主たる目的とする出版物等の歌詞又は楽曲それぞれの使用料は次のとおりとする。

- (ア) 書道作品、美術作品、工芸作品等の原作品 1 部あたり **3,000 円**
- (イ) 歌碑等恒久的に設置される工作物 1 部あたり **25,000 円**
- (ウ) (ア) 及び (イ) 以外の出版物等 複製部数にかかわらず **7,500 円**

(出版等の備考)

- ① 1 (1) の規定の「主たる内容が歌詞又は楽曲である出版物等」とは、音楽著作物が掲載されている頁数の総頁数（前付け、後付け及び広告頁を除く。以下本節において同じ。）に対する割合が **50/100** を超えるものをいう。
- ② 著作物の広告目的の利用又は外国の著作物の利用（利用目的を問わない。）について、使用料を委託者がその都度指定することとしているときは、本節の規定にかかわらず、その額とする。なお、「広告目的の利用」とは、広告主の名称・商品・商品名・商標・標語、企業形態、企業内容、企業イメージ等を広告主が必要とする間、広く一般に知らしめるため、広告主の発意により制作する広告、広報、又は意見広告等に利用することを目的として、書籍、雑誌、新聞、ポスター等の媒体に著作物を複製することをいう。

- ③ 1 (2) から 1 (4) の規定が適用される場合において、複製部数が最少区分の **10/100** に満たないときは、該当する規定の最少区分の額の範囲内で減額することができる。
- ④ 1 (1) の規定が適用される場合において、音楽著作物が掲載されている頁数の総頁数に対する割合が **75/100** までのときは、使用料を **75/100** に減額することができる。
- ⑤ 1 (2) 又は (3) の規定が適用される場合において、複製部数が少數の学術専門書・誌であるときは、該当する規定の額から **20/100** を限度として減額することができる。
- ⑥ 2 の規定 (ただし書を除く。) が適用される場合において、教育機関 (文部科学省が教育機関として定めるもの又はこれに準ずるもの)、非営利団体又は個人が、営利を目的とせず、かつ、無償で出版物等を頒布するときは、使用料を **50/100** に減額することができる。ただし、備考②に該当するときは、この限りではない。
- ⑦ 出版等の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合における使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。